

経営法務

令和3年度 中小企業診断士1次試験

本試験 第1問

ア 公開会社ではない会社においては、社債の募集事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。(×)

本試験 第7問 (設問1)

イ 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生じる。(○)

本試験 第8問

ア 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する、いわゆる周知表示混同惹起行為において、商品の容器は「商品等表示」に含まれる。(○)

本試験 第11問

ア 他人の専用実施権を侵害しても、その侵害の行為について過失があったものと推定されない。(×)

本試験 第15問

ア 意匠法には、出願公開制度が規定されている。(×)
エ 特許法には、新規性喪失の例外規定が規定されている。(○)

2021年合格目標 TAC教材

1次養成答練 第7問

イ 公開会社でない取締役会設置会社が募集社債を発行する場合、株主総会の決議は不要で、取締役会決議で足りる。(○)

1次公開模試 第6問

ア 相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。(○)

1次養成答練 第21問

ア 不正競争防止法に定める商品等表示には商品の容器および商品の包装のいずれも含まれる。(○)

1次公開模試 第13問

ア ある技術上または営業上の情報が不正競争防止法第2条6項に規定される営業秘密として保護されるためには、秘密管理性、有用性、非公知性のすべての要件を満たすことが必要である。(○)

1次完成答練① 第11問

ア 他人の特許権を侵害した場合、その侵害の行為について過失があったものと推定されるが、他人の専用実施権を侵害しても、その侵害の行為について過失があったものと推定されない。(×)

1次上級答練 第19問

ウ 新規性喪失の例外規定は、特許法、実用新案法、意匠法では規定されているが、商標法では規定されていない。(○)
エ 出願公開制度は、特許法、意匠法、商標法では規定されているが、実用新案法では規定されていない。(×)